

## 聖武天皇の流離五年の意義

——『統日本紀』と聖数（2）——

江口 洸

はじめに

### 一、聖武天皇の彷徨

流離への発端／聖武流離の五七か月

### 二、聖武天皇の「威霊再生の関係」

天皇史の貴種流離譚／『書紀』の時間軸／聖武の「威霊再生の関係」／継体天皇、天智天皇と聖武天皇

### 三、聖武天皇の流離の意義

光の国へ／「威霊再生の関係」への流離／継体天皇の流離期間／大養徳恭仁大京／神武天皇への回帰／二つの暦日記載の怪／大和への再生  
おわりに

はじめに

聖武天皇について語る時に問題になるのが、「彷徨五年」とも言われる、天皇が平城京を去つての東国への出向である。そして、聖武天皇（以下、各天皇号を多く略す）は、山城

国と近江国とに新京を構えたのであったが、そして再び平城京に帰還したのであった。何故に聖武は山城国、近江国に新京を構えたのかについては殆ど論じられていない。

彷徨という言葉には、否定的な響きがある。この五年間に及ぶ巡幸に積極的な動機と目的とを認めないのである。聖武天皇は目的もなくただ迷ったといふことになる。もとより、その彷徨が後の東大寺の大仏建造につながり、更なる仏教の隆盛を導いたという結果の方は大いに意義のあることであつた。

この彷徨は、九州での藤原広嗣の謀反がその切っ掛けとなつたのであるが、それが謀反に慌てたごとくに平城を脱出したと見る論調も強く、この天皇には、性格的にどこか弱々よわしい頼りげのないものがあつたという人間像があるようである。しかし、聖武の東国への出向に、聖武の意図と目的とがあつたとする意見もある。わたくしは、この彷徨と呼ばれる宮都からの出向にははっきりした目的があつたという見方をしている。小論は、今までのどの意見よりも、この5年間の天皇の行動を意義づけることになるだろう。わたくしは、この5年間（実月数五七ヶ月）を彷徨ではなく意味を持った流離五年と見ている。ここではそのことを聖武の先祖返りの信仰の面からみていく。

特に、小論は、天皇家が信仰した聖数面からの考察である。これまでわたくしは、その聖数という古代天皇の信仰を通して、聖武天皇が、神武天皇や天武天皇との「威霊再生の関係」を重視したこと、加えて聖武が、継体天皇として天智天皇と「威霊再生の関係」を持つていたことを指摘してきたのであるが、ここでは、この長期間の流離（山城国、近江国での新京造り）が継体天皇と天智天皇を特に意識したものであつ

たことを論じていく。

## 一、聖武天皇の彷徨

### 流離への発端

天平十年の四月に式部少輔兼大養徳守（従五位上相当）になつていた藤原広嗣は、天平十二年、太宰少弐（従五位下相当）に左遷された。彼が大宰府に着任した時、大宰府には太宰帥も大弐もいなかったという。広嗣は筑紫九州では最高の権力を持つことになった。

広嗣には、鬱積したものが募っていたであろう。その広嗣が朝廷に上表文を提出して、それがきっかけとなつて聖武の彷徨が始まる。

聖武が平城京を出て最初の都恭仁に到着までは、次のような日程となる。

天平十二年（740）

8月29日 太宰少弐藤原広嗣が朝廷に上表文を提出し、時政を批判。そして僧玄昉・吉備真備を除くことを訴える。

藤原朝臣広嗣、表を上つりて時政の得失を指し、天地の災異を陳ぶ。因て、僧正玄昉法師、右衛士督従五位上下道朝臣真備を除くを以て言とす（『続日本紀』）。

9月3日 朝廷はそれを「反」として、軍士一万七千を動員。  
10月9日付け 大將軍東人の報告。

（藤原広嗣は）・即ち馬より下りて、兩段再拜し、申して云はく「広嗣は敢へて朝命を捍まず。但、朝廷乱す人二人を請はく耳。広嗣は敢へて朝命を捍まば、天神地祇罰ひ殺せ」といふ。・・・」。

10月23日 広嗣逮捕。

10月29日 聖武東国（伊勢）へ出発。

11月1日 肥前松浦郡にて広嗣処刑。

12月15日 聖武は伊勢から美濃を経て、山城の恭仁に到着。

10月9日の東人の報告にもあるように、広嗣は、自分の行為は、朝廷への反逆ではなく、僧玄昉・吉備真備のふたりを除くことであることを重ねて訴えている。広嗣は、歴史的には朝廷への謀反ということになったのであるが、広嗣の立場からすれば、そこには大逆の意識は全く無かつたようである。広嗣は、時の流れに敏感に反応し過ぎたのかもしれない。先の藤原不比等時代から始まつた藤原一族による行政府専制の時代に成長した広嗣には、誤算があつたのだろう。自らも大宰少弐に格下げになつて、遠く筑紫の大宰府に左遷されていくという状況下にあつて、右大臣橘諸兄ら皇親派の台頭してくるといふ時勢が気が気ではなかつただろう。特に大唐からの新しい知識をもたらしたとはいえ、藤原家とは遠く、階級的には貴族とはまったく遠い家柄の僧玄昉や吉備真備などの、新しい科学を後ろ盾にした大顔が気に食わなかつただろうが、藤原広嗣にしてみると、政治批判をするなら、彼が名指しで批判できたのは、貴族出ではないその二人ぐらいたつたろう。さて、広嗣の上表文に表れた玄昉、真備への広嗣の感情には嘘はなかつたとしても、その上表文に、時の政治の失政を示し、それが天地の災害を起こすことを述べているとなると、天・地・人三才の相関、天人合一を政治思想の根底に置いている天皇側からすると、この政治批判は許されない反逆と判断されたのだろう。そして広嗣は謀反状態に追い込まれたのである。

広嗣は、性格的にも時に正常を欠いた言動をなすタイプであつたらしい。彼がこの謀反を起こして後の、9月25日の勅

に、

逆人ぎやくじん広嗣ひろしゆんは小来せうらい凶悪きゆうあくにして、長ひさりて詐せま奸かんを益えきす。その父式部卿常に除き棄すてむと欲ほれども、朕許わがますこと能あたはず。掩おほひ蔵かくして今に至いたり。比このころ、京の中に在ありて親族うぢらを讒しぢ乱みだす。故ゆゑに遠とほきに遷うつさしめてその心を改あらむることを冀ねがふ。今聞いまかく、「擅しさまにまに狂逆くわいぎやくを為なし、人民じんみんを擾乱じやうらんす」ときく。不幸不忠ふしちゆうにして天に違たがひ地に背そむけり。神明しんめいの弃あきらつるところ、滅ほろぶること朝夕あすけに在あり・・・

(広嗣はもとより凶悪で嘘つきで悪賢い奴だ。父親の宇合卿は広嗣を廢嫡へいぢやくにしようとしたが、朕わがはそれを止めさせ、今まで広嗣を罰なさないで来た。九州まで流ながしたのも、広嗣の改心かいきんを期待きたいしてのことであつた。)

とある。そして、更に続けて、広嗣が勅符ちくぷの使者しやを害あしたと、それに対して、天皇は再び勅符ちくぷを人民じんみんたちに配布はいふし、広嗣ひろしゆんを殺害ころした者ものには五位ごゐ以上いじやうを与える、とまでしている。

これほどの天皇の激昂げきげうぶりは全く珍しい。ここだけで見ると、どちらがより激情的げきていなのか分からない。右の広嗣ひろしゆんの個性こんせいに関して述べている箇所か所は少しは割り引いて聞いておいてもいいだろう。ここには藤原一族ふじわらに圧倒あつぱうされてきた皇親派すうしんぱの積年の恨うらみが出ていようにも感じられる。恐おそらくは、橘諸兄たちばなもろえが聖武せいぶの感情かんじを昂たかぶらせたものだろう。坂本太郎さかもとたろうは、「太宰少式たさいせうしきにうつしたときから、こういうことを予期よきし、おそらくは挑発てんぱつもしたのであつて、朝廷てうていにとつては予定よんていの筋書すぢがであり、広嗣ひろしゆんはそれにのせられたものである」と書かいている(注1)。そして、その時より五年間に及ぶ流離りゅうりが始まる。それにしても、遠い九州での謀反ぼうはんに動転どうてんしての東国とうこくへの出向しゆかうとすれば、どうして大臣だいじんはじめ周囲しうゐは黙もくっていたのだろうか。そんな疑問ぎもんも湧わく。天皇てんかうといえども宮都離脱みやとだりだつなどという大事だいじになれば、

それを行うには天皇の意思だけでは難しいことである。この東国への出向は、天皇周辺からの唆そし、いや少なくとも賛同さんどうの表示ひょうじがあつた、と考えてよいであろう。

聖武流離の五七か月

聖武せいぶのその五年、五七か月間の行動こうどうはどんなものであつたのか、簡略かんりやくに書き出してみる。

天平十二年 8月 大宰少式藤原広嗣が謀反。

(740) 10月29日 伊勢国行幸に出発。その後、伊賀、美濃、近江を巡幸。

11月5日 藤原広嗣らを斬り、乱の終結を天皇に報告。

同十三年 1月1日 恭仁宮に朝政を受ける。恭仁宮を

(741) 7月 新京しんかうとすることを諸神しよしんに報告。

元正げんせい太上天皇、恭仁宮に移住。

大養徳おほやしとく恭仁大宮と号す。

同十四年 1月 大極殿おほきごく未完成、石上・榎井の両氏、

(742) 8月 大おほき楯たて・槍やりを樹たつ。朝賀。

9月 紫香樂宮むらさきからくみやに行幸。

8月 恭仁京きんじんきやうに還御。

9月 紫香樂宮むらさきからくみやに行幸。

同十五年 1月1日 紫香樂宮むらさきからくみやより恭仁京きんじんきやうへ帰り、2日

(743) 4月 紫香樂宮むらさきからくみやに行幸。

7月 紫香樂宮むらさきからくみやに行幸(4か月留まる。

11月 盧舍那ろしゃな仏ぶつの寺地てらぢを開く。

12月 紫香樂宮むらさきからくみやから恭仁宮きんじんみやに還幸。

平城宮へいじやうみやの武器ぶきを恭仁宮きんじんみやに移す。

12月 恭仁宮の大極殿完成。(しかし紫

香樂宮の造営を続け、恭仁宮の造作は止める)。

同十六年 1月1日 朝賀を取りやめたが、新年の宴席あり。

(744)

閏1月1日 官人、及び市の民に、都とすべき所を問う。

2月26日 難波宮に行幸。難波を皇都とする。

3月 石上・榎井の二氏、大き楯・槍を

難波宮の中と外との門に樹つ。

4月 紫香樂宮周辺に山火事。

同十七年 1月1日 元日朝賀の儀取り止む。新京(紫香樂宮)に遷る。

4月 紫香樂宮周辺に山火事、また地震頻発。

5月4日 平城宮の四大寺の衆僧に都とすべき所を問う。

5月7日 平城京を掃除。

5月11日 平城に還都。

6月4日 伊勢神宮に幣帛を奉納(平城還都の報告か)。

6月14日 宮門の大楯を樹つ。

右は恭仁宮、紫香樂宮、難波宮関係などを書き出した。これに小さな行幸も加わった。1年に365日の長さがあるとはいえ、このまさに右往左往の様は、追っかけていて疲れる。

東国への出向が広嗣の謀反によるものであったのなら、聖武は、征討を終えた天平十二年中に大和へ還御あってよかつた。しかし、聖武は流離を続ける。

さて、聖武は、関東出向に先立って、その意向を次のように述べている。

朕意ふ所有るに縁りて、今月の末暫く関東に往かむ。その時に非ずと雖も、事已むこと能はず。將軍これを知るとも、驚き怪しむべからず。(『続日本紀』天平十二年十月二十六日)

と。「その時に非ず」とは、広嗣の謀反があるにも拘わらずという意であることは間違いない。「將軍よ、朕には思うところあって、東国へ出立しなければならぬ。お前たちは、この行幸を、このような時にと怪しむであろうが、これはどうしても為さねばならないことだ。將軍たちよ、変に思わな

いでくれ」と聖武は言っている。しかし、どうしてそれが5年の歳月を費やすことになったのだろうか。「思うところ」とは何だったのだろうか。そして、この出立を「止むを得ぬこと」と言っている。この長い流離は、この聖武の出立時の右の発言と深くかわっているのではないだろうか。

右に書き出したように、その5年の間に、聖武は、あちこちと彷徨、流転、遊離、それらの言葉もまた当てはまりそうな流離を繰り返している。

聖武は、まず伊賀へ向かい、11月に入ると、伊勢に行幸、そして12月には美濃を回り不破頓宮へ、さらに近江の方へ円を描くように蒲生郡、野洲と回っていく。その間、山城での最初の都となる恭仁に京都を築かせ始めていた。そして、天平十三年春正月を、聖武は、恭仁宮で迎えることになった。そこはまだ宮の姿もなかったのだ。その時のことを『続日本紀』は次のように書いている。

宮の垣ならず、繞すに帷帳を以てす。

テントを張り巡らして、そこを宮垣としたという。新年の宴席は内裏で行ってはいいるが、そこがいかに急造の宮都であったかが分かる。

その宮域の規模は、東西550メートル、南北750メートルという極めて小さいもので、平城宮の3分の1の大きさであるという。天平十三年の時点では、その宮域はもつと狭かったであろう。そのことから恭仁宮は、一時的な仮の都として造られたという見方がある。それに対して、その小型化は最初の計画からのものでなく、結果として小さくなつてしまったのだ、という意見もある(注2)。いずれにしても急造の未完成の恭仁宮ではあつた。しかし、その後、太上天皇元正も移住し、立派な大極殿も計画されていた。仮の宮とも言えないものであつたようだ。

それから後の事も簡略触れておく。

右のような急拵えの造営は恭仁宮だけではなかつた。聖武は、さらに恭仁宮と同時に近江国に紫香楽宮を造営に取り掛かり、その二つの宮をしばしば往復している。ひどいことに、天平十五年の1月1日にはその二つの宮を掛け持ちして新年を迎えるという離れ業といふべきか、不可解な行動をとつている。小論では、その不可解な行動に一つの見解を示すことになる。さらには難波宮への遷都をはさんで、五七か月の流離を経て、聖武は平城宮へ帰還するという有様であつた。後述するが、この五七という月数が、太陽霊の再生を意味する聖数であつた。

## 二、聖武天皇の「威霊再生の関係」

### 天皇史の貴種流離譚

聖武の流離は先祖返りの行動ではなかつたろうか。

帝王の流離、この言葉で思い起こされる用語がある。貴種流離譚である。この学術用語は、折口信夫が用いたもので、古代の物語、芸能に見える一つの話型を指している。貴種、つまり神や王家の出自を持つような高貴な人物が、本郷から遠い鄙の地をさすらうという話型を指している。その話型は細部においては多くのパターンを生じているが、それでもその多くは、幼い神のような主人公が、何かの罪あつて流され、苦難を乗り越えて最後は高貴な地位に就くということである。民話では、最後はめでたし、めでたしで終わるというものである。

聖武の流離を、その貴種流離譚と直接重ねて見ようとすることは無謀かもしれない。聖武が東国へ出掛けたのは即位してから16年、その時、天皇は40歳であり、既に帝王であつた。

幼神の苦悩に満ちた貴種流離譚とはかけ離れたものであつた。しかし、貴種流離譚の発生と展開を最も印象付けたのは天皇史(『日本書紀』)であつた。天皇史の語りの中に取り込まれた貴種流離譚は、古代天皇像を形作っている。

祖神であるニニギの尊の降臨は、幼神であり、苦難(猿田彦)との遭遇という貴種流離譚における要素を備えている。それは天皇のあり方としての祖形として認識されていたろう。また、天照大神にも、伊勢に定着するまでに87年間もの長い彷徨がある。さらに天皇史の中に貴種流離譚を探すならば、幼な神の応神天皇や、億計王・弘計王の物語がある。他にも征討譚と重なるがヤマトタケルや継体天皇なども挙げる事ができる。それについて先年のことではあつたが、既に神聖性をもつて伝説化されていた天武の流離もある。

聖武は『書紀』に刻まれた祖霊たちの流離譚をよく知つて

いた、いや皇太子首皇子は、『書紀』の完成に深く関わっていた。征討譚と流離譚とを記録した『書紀』は、聖武にとつてこそ神典であった。

聖武には、王者の条件としての流離、という信念があったと見てよい。中西進は、聖武は伊勢という光の国での再生を期したと書いている。わたくしの視点からは、それは、神武、垂仁、天武を意識したものであることになる。そしてそれに加えて、聖武は、継体と天智をもはつきりと意識して、その威霊への信仰の旅、つまりはそれゆえの大和からの近江へそして山城への流離を重ねたのではないかということになる。

右が小論の結論となるところであるが、その事を説くためには聖武が信仰した天皇家の聖数信仰についての解説という段階を踏まなければならない。

天皇家の靈魂観について触れる時、時空の両面から見ておきたい。

天皇という名を冠することはそのまま天皇霊を継承することである。従って代々の天皇は、天皇という神格においては同一である。折口は次のような説明をしている。「(天皇は)・人格としての更迭はあつても、神格としては死滅ということはない」(注4)。また「一系の人は皆同格である。日本の天子が日の神・御祖・ひるめの頃からいつも血族的にはにぎの命と同格のすめみまであり、信仰的には忍穂耳命同様日の御子であった」(注5)。

その天皇霊の継承の祭儀として、大嘗祭がある。そこでは次の天皇となる皇太子は、真床襲衾まどおひかすまに包まれて一時的な中休み(胎児)の状態となつてその再生への時間を経て、先代の肉体を離れた靈魂の付着を待つことになる。衾に包まれた皇太子は、天から降臨してきたニニギの尊と同じ状態になつ

て先祖がえりしている、と解説される。

天皇は、代々の天皇の靈性を受け止めている存在ということになる。天皇の流離譚は、貴種である1個体の流転物語ではなかった。流離は、天皇としての資格としての、先祖がえり、同一靈への回帰という意味もあつた、ということになる。

#### 『日本書紀』の時間軸

代々の天皇が同一の靈魂(天皇霊)の保持者である、ということとはよく説かれてきたところであり、一般的な靈魂継承観を参考にしても理解は易しい。しかし、今までにまったく理解されてこなかった思想があつた。天皇家の靈魂の継承に關しては、もう一点、時間的な面からの信仰(靈魂観)があつたのだ。その事に今までの古代学は気が付かないできたのだが、わたくしは、その靈魂観を「威霊再生の關係」という言葉で説明してきている。

その天皇の靈魂観に中国から学んだ永劫回帰を示す曆法の考え方が加わつていた。曆法の基本に周期というものがある。天空の星辰はことごとくそれぞれの周期を持つて「死と再生」を繰り返している。太陽は毎日の「死と再生」の他に365日で再生し、太陰もまた毎晩、そしてひと月ごとの「死と再生」を繰り返している。

天皇王権は、自分たちの存在を太陽と重ねた。日の皇子思想である。そして曆の上に捉えられた太陽の「死と再生」の周期を自分たちの「死と再生」の年数としたのである。この曆法に学んだ再生観は全く新しいもので、『書紀』完成期の日の皇子思想を支える強力な科学であつた。

太陽の再生と言えば、われわれは、冬至から冬至までの時間を知っている。しかし、太陰・太陽曆では他にも太陽の

「死と再生」の時間があつた。その時間は「一九年七閏法」という暦法に示されている。この暦法では「一九年」が1回帰、つまり再生の年数とされる。

1 太陽年の時間は約365、25日。一方、月の運行は、12カ月に354日である。太陰太陽暦では、この太陽と太陰のずれ、1年に生じる11日のずれを調整しなければいけない。そこで正規の月ではない閏月を一九年間に7回入れる。これが「一九年七閏法」であるが、この7閏月を含んでの一九年の月数は235か月となる。それでも、誤差が少しは残る。

太陽の一九年と、閏月を加えた太陰の一九年間の月数は、太陽は、365、2500×19年で、6939と75  
太陰は、29、5308×235カ月で、6939と55

で、ほぼ同じ時間ではある。つまり、この一九年を1単位として、太陽と太陰とは「死と再生」を繰り返して、永劫に回帰していくのである。この「一九年法」を中国では章法と言い、1章一九年の3倍の五七年を周至、そしてその4倍の七六年を1部と呼んだ。

特に、日本では、日の皇子思想が政治思想の中心であつたので、太陽の再生の日、冬至には、それが朔旦冬至（一九年ごと）ではなくても、毎年、天皇に賀表を奉り、賜録があり、盛大な宴席を設けて祝った。

尚、この一九と、「一九年七閏法」の陰陽の、つまり一九と七の和二六も太陽の再生と関わる数字として聖数とされている。

もう一つ、三才（天・地・人）思想に係した聖数がある。壬申の乱で勝利した天武は、天（皇族）・地（臣下Ⅱ貴族）・人（庶民）の階級性をさらに強めていく。八色の姓などもその一つであるが、その一方で、革命の目を摘むべくその三才

の和合を説いていく。この三才に中国の思想書『管子』が天Ⅱ9・地Ⅱ8・人Ⅱ6と数字を当てている。天地の和は一七、天・地・人の和は二三となる。この和の数字を尊しとして、天皇家は聖数視した。そして、暦数の回帰に倣って、その一七と二三という数でもって、先行天皇と『書紀』時代の天皇を結びつけて、『書紀』の紀年構成などに用いている。

上古代天皇の在位年数に注意してみよう。ここに天皇家の信仰した数（聖数）の考え方が窺える。13代までの天皇の在位年数を見ると、次のようになっている。

A 3天皇（開化Ⅱ60年間、景行Ⅱ60年間、成務Ⅱ60年間）  
B 4天皇（神武Ⅱ76年間、安寧Ⅱ38年間、孝靈Ⅱ76年間、孝元Ⅱ57年間）  
C 3天皇（懿徳Ⅱ34年間、孝安Ⅱ102年間、崇神Ⅱ68年間）

Aは六〇年、Bは一九の倍数年、Cは一七の倍数年である。13代のうちで10代もの天皇が、A、B、Cという一定の年数に基いて在位している。Aの六〇年はよく知られた「再生」の意の還暦の年数。Cの一七は天地の和の数である。

そして、Bの4天皇は一九年の倍数年在位したことになっている。一九年、これが先に紹介した太陽（神）の再生の年数である。

伊勢神宮の式年遷宮も、江戸時代から満20年ごとに行われることになってしまったが、本来は太陽神再生の祭儀であつて、満一九年ごとの祭儀であつた。式年遷宮は、鎌倉時代までは、遷宮の記録が示している通り、しっかりと満一九年ごとに繰り返されてきたのだつた。『延喜式』が定めた「廿年」は、満20年目ではなくて20年目、つまり満一九年を満たす式月式日の意で、それは一日も違えてはいけなかつたのだ。

右に見たA、B、Cの聖数応用は『書紀』の時間構成のほんの一端に過ぎないのだ。今挙げた一七、一九、六〇などの他にいくつかの聖数があるが、そうした聖数が『書紀』の紀年構成の時間軸となっているのである。

#### 聖武の「威靈再生の關係」

次に具体的に、聖武の生涯（誕生年、立太子年、即位年）が、『書紀』の聖数意識の下でどのように組み立てられているかを見てみよう。『書紀』には完成期の皇太子であった聖武の予定されていた即位年までも、その紀年構成に組み込んで完成している（注7）。

聖武の誕生年（701）

垂仁即位年（前29）↓730年（三六五×2）↓聖武誕生年

履中誕生年（336）↓三六五年↓聖武誕生年

右の2本の線は、次のように三六五で關係する1本になる。垂仁即位年↓三六五↓履中誕生年↓三六五年↓聖武誕生年

※（三六五は1太陽年。聖武誕生年を遡って2太陽年経過の数値のところは、天照大神を伊勢に定着させた垂仁の即位年を設定したのである。そしてその途中に、履中の誕生年をも重ねたのである）。

聖武立太子年（714）

神武立太子年（前697）↓1411年間（一七年×83）

↓聖武立太子年

右の關係線の中に、一七の倍数年で、孝安、孝元、文武の立太子年が重なる。

神武立太子年↓孝安立太子年↓孝元立太子年↓文武立太子年

子年（697）↓一七年↓聖武立太子年

※（神武立太子年は、基本的には、文武立太子年と一七年の關係を持つように組まれたものである。そして、その一七年の延長線上に、聖武を立太子させたのである（注7）。

右の他に一九年關係では、

垂仁立太子年（前46）↓「即位前紀」による）↓760年（一九年×40）↓聖武立太子年

と、垂仁と聖武とは立太子年も一九年の倍数で關係している。

※（この垂仁の「即位前紀」に記録される立太子年は、「崇神紀」（四十八年条Ⅱ前50年）に記された垂仁の立太子年とは異なっている。聖武の立太子年が神武や文武との關係線上に設定された後に、垂仁をも重ねたくなって、あえて垂仁の複数の立太子年が生じるのも承知の上で、その「即位前紀」に垂仁立太子年を置いたのである。「崇神紀」の方は、草壁皇子と聖數關係を持っている）。

さらに、二六年關係をも成立させているので示しておく。

成務立太子年（116）↓234年（二六年×9）↓履中立太子年（350）↓364年（二六年×14）↓聖武立太子年（714）

となつてゐる。成立させているという理由は、成務も履中も立太子年を複数持つているのであるが、そのうちの一つずつが聖武と結びつけるために設定されたものだからである。

聖武即位年（724）

神武崩御年（前585）↓1258年（一七年×74）↓天武即位年（673）↓一七年（一七年×1）↓持統即位年↓17年（一七年×1）↓元明即位年↓17年（一七年×1）↓聖武即位年

※（右の關係線は、『書紀』完成時点では、神武と元明と



の関係の基本にして創られたもの。天武、持統両天皇の即位年もこの線上に重なるが、それはその線上に重なるように、それぞれの即位年を動かされている、その可能性が大きい。そしてその線上に、聖武の即位年が決められたのである(注8)。

右の一七年の倍数で連続する関係線と、神武と二三の倍数でつながる文武への関係線特に「聖数ライン」と呼んでいる。右の「聖数ライン」線上には、天皇空位年が複数あるのであるが、天皇空位年を設定してまでも、『書紀』時代の天皇たちを神武と直接に結びつけているのである。他の聖数では次のような関係ができています。

位年  
応神崩御年(310) ↓ 414年(二三×18) ↓ 聖武即位年

応神崩御年は右の聖武との関係のみで決められたのではない。次の関係がある。

位年  
応神崩御年(310) ↓ 380年(一九×20) ↓ 持統即位年

であるから、応神の崩御年は、持統即位年を一九の数で、そして聖武即位年を二三の数で遡って、その二つの線が出合ったところに決められたことになる。いや、真実は、聖武の即位年が、応神からの「威霊再生の関係」をも考慮しながら決定されたのである。

そして次に、小論において最も重要となる二つの関係線を挙げる。

継体崩御年(534) || 「或本」 ↓ 190年(一九年×10) ↓ 聖武即位年

天智即位年(667) || 「或本」 ↓ 57年(一九年×3) ↓ 聖武即位年

である。どちらも聖武即位年とかさなるのであるが、不思議に共に「或本」で知られる年次との関係となっている。「或本」というのが本当に存在したのであるか。それとも、それはどのような性格の本であったのだろうか。聖武の「威霊再生の関係」が『書紀』の本条よりも「或本」において密接なものがあるだけに関心がいく。とに角、聖武のために「或本」を設定することで継体や天智との聖数関係を成立させているということになっている(注9)。

#### 継体天皇・天智天皇と聖武天皇と

右に聖武即位年が継体と聖数関係であることを提示した。継体は、古代学では天皇家実質の祖神とも見られている重要な天皇である。

継体の崩御年に関しては本条(531年)と「或本」(534年)との二つが記録されている。聖武との関係が出来ているのは「或本」の方である。この「或本」での関係には大きな問題が潜んでいる。

継体崩御年と聖武との関係を検討する前に、参考に継体即位年の方を見てみよう。継体がいかに重要視された天皇であるかが理解されてくるだろう。

継体即位年(507) ↓ 190年(一九年×10) ↓ 文武即位年(697)

と文武と一九年関係が出来ている。そしてそれは、

6代孝安崩御年(前291) ↓ 76年(一九年×4) ↓ 7

代孝靈崩御年(前215) ↓ 57年(一九年×3) ↓ 8代

孝元崩御年(前157) || 9代開化即位年 ↓ 228年

(一九年×12) ↓ 11代垂仁崩御年(70) ↓ 342年(一

九年×18) ↓ 19代允恭即位年(412) ↓ 76年(一九年

×4) ↓24代仁賢即位年(488) ↓一九年(一九年×1) ↓26代繼体即位年(507) ↓190年(一九年×10) ↓文武即位年(697) と上代へ遡って大きく関係を求めている。

「欠史八代」と呼ばれる6代、7代、8代、9代の各天皇の即位年が、文武と一九年での関係線に星のごとく連なっている。その中に、垂仁と繼体が含まれている。右の「威霊再生の關係」の発信源は文武即位年である。文武がいかに多くの祖神たちの威霊を受け継いでいるかを組み立て、文武を飾っているのである。

右に繼体の即位年が文武と結びついているのを見た。一方の崩御年(本条)の方はどうかであろうか。本条の531年は、繼体崩御年(531) ↓114年(一九年×6) ↓孝徳即位年(645)

という關係だけが出来ている。他の天皇との「威霊再生の關係」は全くない。繼体の即位年の關係線と比較して、この崩御年の關係線はあまりにも貧しい。いや、天皇家の実質的な祖とされた繼体が『書紀』完成期の天皇と「威霊再生の關係」をもたないことは異常、あり得ないことなのだ。

一方の「或本」のいう崩御年の方の「威霊再生の關係」を求めてみる。するとまず、次の關係線が出来ている。

繼体崩御年(534) || 「或本」 ↓190年(一九年×10) ↓聖武即位年(724)

右の線を大きく求めて見よう。すると、

3代安寧即位年 ↓(前549) ↓38年(一九年×2) ↓  
3代安寧崩御年(前511) ↓703年(一九年×37) ↓  
↓14代仲哀即位年(192) ↓342年(一九年×18) ↓  
↓26代繼体崩御年(534) ↓38年(一九年×2) ↓

30代敏達即位年(572) ↓380年(一九年×20) ↓  
57年(一九年×3) ↓34代舒明即位年(629) ↓38年(一九年×2) ↓38代天智即位年(667) || 「或本」 ↓  
57年(一九年×3) ↓聖武即位年(724)

となる。右の「威霊再生の關係」は賑々しい。この線上には、「或本」の天智即位年もまた含まれている。この關係ならば、繼体即位年と文武即位年

繼体崩御年と聖武即位年

という關係が綺羅を飾って見事に並び立つのである。これが本来のと言うか、所期のあり様であったのだ。

聖武に繋がるこの「威霊再生の關係」は、繼体、そして天智と關係しているが、しかし不思議に、繼体と天智とは、共に本条ではない。

どうして繼体崩御年は、そして天智即位年も、本条と「或本」の二つの年次を持っているのだろうか。そしてどうして聖武との關係は「或本」での關係なのだろうか。

「繼体紀」には、次のような記述がある。

はじめに繼体の崩御年は734年であった。しかし、「百濟本記」に、日本の天皇と皇太子や皇子たちが一緒に亡くなったとある。その年は531年に当たる、従って、(それによって)繼体の崩御年を531年とする(二十五年条)。

と。この記述が、繼体(「或本」と聖武との關係を明らかにしてくれる。

本来は、「或本」が記す繼体の崩御年の方が生きていて、それが聖武との、あるべく期待された關係線であったのだ(それが、715年元明天皇に提出された『扶桑略記』が伝える「日本紀」での關係線であったと、わたくしは推測している)。それが「百濟本記」の出現で、訂正せざるを得な

くなつたのだ。

天智の即位年の場合も同じ状況が考えられる。天智の即位年は聖武に合わせて667年(「或本」と設定されていた、と推断してよい。しかし「百濟本記」に、天智の即位年が668年に当たる年に書かれていたのである。

天智の即位年(668)の「威靈再生の關係」は、聖数である一七、一九、二三、二六、六〇、二三五、三六五の総てで検索しても、天武以降の『書紀』完成期のどの天皇とも關係を持たないことになってしまった。一方の天智崩御年の方は書き直しが必要なかったのだろう。一九年で持統と、二六年で文武と關係している。

聖武と結ばれていた継体崩御年と天智即位年とは、「百濟本記」に従つて変更せざるを得なくなつたのであるが、それでもその關係を消去してしまうのはとても耐えられなかつたのであろう。『書紀』は、「或本」という形で一旦成つていた理想的な關係を保守したのである。こうして継体の崩御年も天智の即位年も本条と「或本」の二つの年次を持つことになつてしまつたのである。

さて、「或本」の、継体と聖武、天智と聖武の關係は、次のような紀年構成の中の構成美のひとつであつたのだ(一九九年關係のみ示す)。

神武即位年↓(一九九年關係) ↓持統即位年  
神武崩御年↓(一九九年關係) ↓元明即位年  
崇神崩御年↓(一九九年關係) ↓天武即位年  
応神即位年↓(一九九年關係) ↓元明即位年  
心崩御年↓(一九九年關係) ↓持統即位年  
顯宗崩御年↓(一九九年關係) ↓元正即位年  
継体即位年↓(一九九年關係) ↓文武即位年

継体崩御年(「或本」) ↓(一九九年關係) ↓聖武即位年  
天智即位年(「或本」) ↓(一九九年關係) ↓聖武即位年  
天智崩御年↓(一九九年關係) ↓持統即位年  
右の継体と天智の「或本」關係を詳しく書きだすと、継體關係は、

継体即位年(507) ↓190年(一九九年×10) ↓文武即位年(697)

●継体崩御年(534) ↓190年(一九九年×10) ↓聖武即位年(724)

天智關係は、

●天智即位年↓五七年(一九九年×3) ↓聖武即位年

天智崩御年↓一九年(一九九年×1) ↓持統即位年となる。

「百濟本記」によつて、●印の關係線が失われたのである。完璧を期した『書紀』の紀年構成は、最後の時点で画竜点睛を欠くことになつてしまつた。しかし、それを「或本」として残す方法を採つたのである。

継体と天智、この2天皇は、聖武に望まれた天皇であつた。聖武は、『書紀』が最終時点で落ち着くところを失つたこの2天皇の靈に対しても慰撫の気持ちもあつたかもしれない。いや、聖武が今に伝わる『書紀』を見ていたのか、それとも現『書紀』よりもうひとつ前の「日本紀」を見ていたのか、そこは詳しくは問えないが、とに角、その2天皇に対しては、その威靈を繼承していることを強く意識していた、と推断してよい。

### 三、聖武天皇の流離の意義

光の国へ

聖武には流離する必要があった。広嗣の謀反よりも前に、聖武には流離への心動きと目的とがあった。そして流離するなら何処へという、その方角、場所もはっきりしていたと、わたくしは思っている。「いつ」という問題もあるが、この問題は、結局は広嗣の謀反を利用した形で流離が始まった。先に挙げた坂本の見解は参考にした。

『書紀』の紀年構成の見せる「威霊再生の関係」は、聖武にとつて絶対的な信仰であったからだ。聖武の「意ふ所」は、先行の偉大なる天皇たちからの「威霊」確認、そしてその威霊と関係深い土地でのタマフリを指していたのではないか。聖武にはタマフリ、つまり再生の地への流離する必要があった。

聖武が『書紀』から学んだもの、それはまず第一に、王権が主張した「威霊再生の関係」であったに違いない。『書紀』は、元明上皇、元正天皇時代の産物であるが、皇太子の聖武の周辺（藤原不比等ら）が直接関わった『書紀』でもあったろう。史書の作成は、本来、表の仕事といふべきもので、皇太子の仕事であっただろう。

そして、天皇の流離の必要性、それは臣下を代表する橘諸兄の思うところでもあった。彼は天皇に劣らず、天皇の歴史性を重く見ていたであろう。

聖武の「威霊再生の関係」で、やはり注目しなければならぬのは、まず神武、そして天武である。この2天皇は、なにも「威霊再生の関係」を以て指示する必要もない、帝王にな

るべき身にはまず意識された大いなる存在であった。いや、だからこそ、聖武はその2天皇とは聖数による密接な関係が創られているのだ。そして、「威霊再生の関係」から見ると、聖武が、先の2天皇に劣らず意識したのが継体と天智とであった。それに垂仁と応神をも挙げなければいけない。このように書くと、それでは大きな天皇として『書紀』が描いている天皇は全部ではないか、ということになる。実はその通りで、『書紀』の紀年構成は天武以降の天皇のために創られたものである。聖武の誕生年、立太子年、即位年がしっかりと先行天皇たちと関わっているのである。

聖武は、先に見たように、神武をはじめ垂仁、継体、天智、天武と「威霊再生の関係」を持っていた。聖武は、その「威霊再生の関係」の重さに押し潰されそうに感じることもあったろう。

その聖武の「威霊再生の関係」と、聖武の流離との関係を考察していく。

聖武は「朕意ふ所ある」と出立した。聖武は広嗣の謀反を切っ掛けとして、先行天皇たちと己との関係確認を現実に移すことになったのだ。

中西は、聖武の出立を「東国脱出の時の聖武の脳裏に、壬申の乱の時の天武の吉野脱出が横切ったに違いない」（注10）と書き、瀧浪も「天武に倣い、追慕する聖武の強い気持ちの表れ」と見ている（注11）。

そのことを聖数関係から見つみる。

天武壬申の乱（672）↓68年（一七年×4）↓東国出向年（740）↓広嗣謀反

広嗣の謀反を壬申の乱の再現と見ることは無理だろう。等価値のものを比較の基準とする現代のわれわれから見ると、

無理だ。その規模や乱の性格において違う。しかし聖数信仰を持つ聖武は、広嗣謀反年が一七という数で壬申の乱と結びつく関係を、「やはり」という実感で受け取っていたであろう。いや、広嗣の「反」は仕組まれたものだった可能性は濃い。聖武には、天武の再来であるためには、そして神武の再来であるためには、自分が制圧できる動乱が必要であったのだ。広嗣の上表文を見た聖武の脳裏には、直ぐに継体時代の磐井の乱が思い浮かんだであろう。そして、橘諸兄もまた、そこに書かれた政治批判を見て、直ぐに筑紫の磐井の乱を思い浮かべたであろう。そして広嗣が予想だにできなかった朝廷側の反応があり、朝敵になってしまったのだ。

これ以上、聖武の東国への出向を天武との関係で説く必要はないだろう。

歴史学では、時間の円環性を時間捕捉の基本として理解している。『書紀』の紀年構成、「威霊再生の関係」の考え方は、その時間の円環性を基本にしている。但し、太陽に再生年数を示す一九や三六五を時間の円環性と関連させて説くのは易しいのであるが、三才思想に基づいて創り出した一七や二三を同じように用いていることについては、その説得はもとより理解も難しい。ただ、事実として、天皇史は、天皇霊の「死と再生」観の中に「和」の数字一七、二三を取り込んで、自分たちの歴史としているのである。

さて、聖武は、伊勢に10日間も滞在した。

伊勢は天皇家の先祖霊の屯集する聖地である。その中でも伊勢と最も深くかわっている天皇は垂仁であった。伊勢に天照大神を定着させた垂仁であった（「垂仁紀」）。「威霊再生の関係」は垂仁の生涯を次のように決定づけている。

神武即位年（前660）↓730年（三六五年×2）↓

垂仁崩御年（70）

垂仁誕生年（前69）↓730年（三六五年×2）↓元明

誕生年（661）

垂仁立太子年（前50）↓730年（三六五年×2）↓元

正誕生年（680）

垂仁即位年（前29）↓730年（三六五年×2）↓聖武

誕生年（701）

垂仁の生涯の重要年が、すべて三六五という1太陽年の、その倍数で、神武と、そして元明、元正、聖武と結ばれていることを示している。垂仁は、太陽神を一段と強く象徴する存在だったのである。

垂仁と太陽の周期で関係する『書紀』完成期の天皇方も太陽霊を保持するものとして強調したのであるが、いかにこの時代の天皇たちが日の皇子思想を強烈に持っていたかが理解される。

聖武は、太陽が再生する11月という冬至の月に伊勢に留まった。まさに中西が言う通り、光の国での再生を果たしたのだ。そして、天武はもとより、加えて垂仁霊を直接に感じ取ったのだ。このことが聖武の思うことの一つであった。

聖武は、伊勢の後に美濃へ、不破へと回った。天武再来の流離であった。瀧浪も、曆に注意して、「聖武が平城京を出発した十月二十九日に注目したい」と書き、大海人皇子が吉野で拳兵を宣したのも、同じ「壬午」であり、さらに、大海人が伊勢神宮に遥拝したのが「丙戌」で、聖武が伊勢の関宮から神宮へ奉幣したのも同じ「丙戌」であると指摘している（注12）。

こうして聖武は壬申の乱の追体験を終えた。12月4日、騎兵司四〇〇人を解き、京へ返している。季は寒気厳しい12月

に入っていた。聖武も皇帝として平城京に帰ってよかった、帰るべきであった。しかし、この日に、聖武は、橘諸兄を山城国の相楽郡の恭仁へ向かわせている。恭仁への遷都の準備であった。翌年の朝賀は恭仁京で受ける決心をしていた。聖武は近江国を過ぎて、さらに山城国の恭仁へと向かうのであった。

聖武は平城京へ帰らなかった。聖武は、かなり以前から新しい京都を考えていたようだ。聖武は、神亀四年（727）には恭仁（甕原離宮）へ行幸しており、さらに天平十一年（739）にもその地へ行幸している。甕原宮は元明が行幸している所であり、縁のない土地ではなかった。

そして、聖武は、広嗣の乱より100日ほど前にであるが、その年の夏、相楽に行幸している。その時の記録に、

五月乙未、天皇、右大臣の相楽別業に幸したまふ。宴飲酣暢かんぱうなるときに、大臣の男无位奈良麻呂に從五位下を授く。〔続日本紀〕天平十二年条

とある。諸兄の別業（別荘）への行幸があったのである。貴族としてのスタートを切る橘奈良麻呂に官位を与えたのであるが、そのためだけの行幸ではあり得ない。その地には橘氏の氏寺である井手寺があったというから、そこは橘氏の本貫地であったようだ。諸兄は、自分の土地近くに京都を開くことまでも考えていたのだ。聖武の相楽への行幸は、新しい京都としての、その地の確認の意味があったのである。聖武には既に遷都の意思があったのである。

### 「威霊再生の關係」への流離

わたくしは、この流離期間の聖武を今までの歴史学とは違った視点から見ている。

わたくしは、不破以降の聖武の流離、恭仁京そして紫香楽宮さらに難波宮への遷都、そして平城京への帰還を、継体、そして天智の行跡と關係づけで説いていく。

聖武には不足するところがあった。皇祖神や天武、そして垂仁への旅は済ませたが、残っている威霊の確認（追体験）は継体や天智であった。

政務官として最高位にあった諸兄にとって重要なことは、もとより現実の政治であったが、その為には、聖武をいかに立派な帝王に成長させるかということであった。それには聖武にとって重要事である「威霊再生の關係」を少しでも現実化することであった。広嗣の反乱とそれをきつかけとした東国出向は、神武の東征、天武の壬申の乱、そして継体の岩井の反乱の再現であった。諸兄は見事な演出家だった。広嗣左遷の序幕から広嗣征討の第一幕は成功した。その後は、聖武の遊離と新都建設とである。彼は、継体が都したという山城国に、そして天智の近江国に聖武を行幸させるべく新しい宮殿建設の必要性を感じ、宮城の候補地を探していたのだろう。広嗣の乱の10か月も前に、聖武を相楽へ連れて行ったのも、その候補地の説明であったろう。

聖武は、不破の後に近江国の坂田郡へと回った。ここは壬申の乱の激戦地でもあったが、天智との關係ある国である。天智と近江方への鎮魂・慰撫は、その地を訪れるのなら当然に行わなければならないだろうが、聖武は天智との「威霊再生の關係」が強く意識されていただけに、その鎮魂には特別の気持ちがあったろう。聖武は近江では、横川、犬上、蒲生郡、禾津と回る。そして、13日には「志賀山寺に幸して仏を礼みたまふ」とある。志賀山寺は、天智創建の崇福寺である。

また、近江国坂田は『古事記』が継体の出身地と伝えると

ころでもある。

### 継体天皇の流離期間

聖武は近江国から山城国へと向かう。聖武の念頭には継体があった。ここで聖武が強く意識した継体の流離の姿を見ておきたい。

継体について、『古事記』は、群臣たちが、近江国より上京させて天皇とした、と書いている。一方、『書紀』の方は、越前の三国から迎えられた天皇であるとして、複雑、詳細に記している。特に紀年に詳しい。

武烈が崩御したのが506年、その時継体は「天皇、年五十七歳」であったとある。五七年、暦法でいう周至の数、太陽の再生の年数を経て、507年2月4日、河内の樟葉宮へ至って即位することになった。そして、ここから大和の磐余の玉穂に至るまでは次のような流離の年月であった。

元年(507) 2月4日

河内の樟葉宮にて即位。

五年(511)

都を山背国の筒城に移す。

十二年(518)

都を山背国の弟国に移す。

二十年(526) 9月13日

磐余の玉穂に遷都。

その間、何と一九年と七か月。この期間は「一九年七閏法」の骨格の数字に合わせているのである。

尚、継体の即位日の2月4日は、聖武の即位日と同日である。これも、同じ甲午の日である。合わせられているのだ。

森博達によると、『書紀』は、その最終段階で、継体の即位年前後の記述に改変があると指摘している(注13)。継体の即位日を聖武の2月4日と合わせるべく記述の改変があった、とわたくしは見ている。継体の即位日、2月4日の方は、

「百濟本記」が出て、それを採用することで、継体と聖武とが本条で、一九年関係が失なわれることになった。そのために、当初の関係を「或本」として残しはしたが、本条の方では、継体の即位日の方を改変して、聖武に合わせたものと思われる。

尚、聖武の即位日2月4日は、その年始から34日目(一七×二)であり、その日取りもまた聖数に合わせているのである。このような日取りを書く、それは偶然であろうとの疑問もあろう。そこで加えて例を挙げる。天武の即位日が2月27日であるのも、1月1日から五七日目(一九×三)の吉日を選んで見るとよい。即位日などの選定は、陰陽博士たちが吉日をと占ったのである(注14)。

このように書くと、聖武の即位年は724年、『書紀』はそれ以前の720年に完成している。従って聖武の即位年月日は4年も前に決定されていたことになる。この見解には疑問もあるだろう。聖武の即位後に、『書紀』の改変があったと見た方がいいのかもしれない。しかし、わたくしは、それにもまだ賛成しない。藤原不比等の存在である。日本初めての史書を指導し、外孫の聖武をその史書に書き込んで、その完成を心待ちにしていた彼は、『書紀』完成直後に薨去するのであるが、『書紀』執筆陣は、彼の願望を満たしてあげるべく、首皇子の即位年月日を、卜占関係者総出で、最も素晴らしい吉日を選ばせ、そのことの実現を信じて、『書紀』に書きこんだのではないだろうか。

さて、継体は、太陽の再生に必要な年月の流離の後に、王権のあるべき聖地大和の磐余にきた。七六歳の時となる。1部の年数である。古代史家が推測するように、継体の大和入りの障害があったことは、「百濟本記」の記述から見て、無

視はできない。しかし、『書紀』はその障害らしいものについては何一つ書いていない。『書紀』の力説しているのは、継体の流離が太陽神としての流離であったと、大和において再生するための時間であったと主張しているのだ。

さらに加えると、継体は、即位して二十四年目に、今に二十四年、天下清み、泰にして、内外に麁無し。と言って、その二十五年二月に崩じているのであるが、ここにわざわざ「二十四年」と年数を明言させているが、この二四も一二（十二カ月、十二宮、十二支など）の倍数であり、ここも太陽の周期を意識したものの、聖数である。

#### 大養徳恭仁大京

聖武の流離期間における聖数信仰の姿を、もう少し詳しく見てみよう。

#### ◎天平十三年（741）

1月1日は、神武の即位日であり、その日に高御座に登ること、それは天皇の神武還りであり、同時に高千穂への再生の儀式である。その日に、聖武は、恭仁京で新年を迎えた。そこには宮殿らしい建物はなく、先に書いたように帷帳を以て宮垣にしたというものであった。すさまじいと言うべきか、山に囲まれた狭い野原での荒涼とした朝賀であった。

この年は、神武崩御年に一七年関係で直接つながる天武、持統、元明の各即位年、つまり「聖数ライン」の上にあった。そして、聖武自身にとっても自分の即位年からも一七年目の年であった。この年には新たな天皇の即位が期待されてもよい年であったのだが、聖武は、この「聖数ライン」の上に、2度までも在位することになった。聖武は、最も神聖とされたこの線上のこの年に、再生に相応しい日を、新しい都で迎

えたかったのであろう。

そして、加えて、この年は、聖武が一番に意識していた継体の即位年とも聖数関係を持っていた。

継体即位年（507）↓234年（二六×9）↓恭仁京（741）

それに、継体が山背国の筒城に宮都を遷した511年からも230年（二三×10）で、二重に継体の生涯の重要な節目の年に当たっていた。

聖武にとって、継体と同じ山城国で即位すること、それは「威霊再生の關係」の実現ではなかったらうか。

「聖数ライン」を引き継ぎ、新しい宮都で更なる活力の新生を期したこの年に、聖武は、恭仁京を「大養徳恭仁大京」と号した。一つの時代を画するという主張である。

#### 神武天皇への回帰

#### ◎天平十四年（742）

1月1日に、「石上、榎井の両氏、始めて大き楯・槍を樹つ」とある。楯と槍（杵）を立てるのは、即位年また遷都の時に行われるのであって、1月1日に行われるのは珍しい。

1月1日に即位した天皇は、神武、応神、顕宗そして持統である。そして、この4天皇は次のような「威霊再生の關係」に組まれている。

神武即位年（前660）1月1日↓1349年（一九×71）↓持統即位年（690）1月1日

神武崩御年（前585）↓855年（一九×45）↓応神即位年（270年1月1日）

応神崩御年（310）↓380年（一九×20）↓持統即位年（690）



神武即位年月日↓1144年(二六×44) ↓ 顕宗即位年月日(485年1月1日)

神武と応神とは持統のために組み立てられたものであり、顕宗の1月1日は、顕宗が元正と「威霊再生の関係」ができた故に設定されたものである(注15)。

右の関係線から1月1日の意味と尋ねべきか、その日が神武につながる聖なる日であり、天皇史において重要な日時であったことが理解されるだろう。

聖武が、1月1日に殊更に即位を強調するための楯・杵を樹てたのは、始原への憧憬であり、神武へ還ったということだろう。

この年は継体即位年(407)との関係もあった。

407年↓二二五年↓742年

二三五は、「十九年七閏法」の一十九年間の総月数である。

この二三五という数字も聖数とされている。もともと理解が早い例は、このあと直ぐに触れるところであるが、『書紀』の紀年構成において、雄略即位年から持統四年までは元嘉暦が用いられているが、その期間は二二五年間である。それに、『万葉集』の「初期万葉」(巻一、巻二)の総歌数は現在二三四首であるが、本来の歌数は二三五首であった(注16)。

そして、2月に、甲賀郡に通じる恭仁京東北道が開かれ、  
朕将行幸近江国甲賀郡紫香樂村(天平十四年八月癸未

条)

と詔を出す。そこで、造離宮司に智努王ら4人命じられてゐる。紫香樂宮の造宮である。そして、その月に、聖武は紫香樂宮へ初めて行幸して、9月には恭仁京へ帰った。そして再び12月29日、大事な1月1月を数日後において紫香樂宮に行幸している。落ち着きのない帝王という印象は消えない。

二つの暦日記載の怪

◎天平十五年(743)

春正月辛丑の朔、右大臣橘宿禰諸兄を遣して在前に恭仁京に還らしむ。壬寅(1日)車駕、紫香樂より至りたまふ。癸卯(2日)、天皇、朝賀。

この正月の朔を辛丑と記しているながら、同日を壬寅と、1日違う干支を二重に記している。実に不思議な、いや史書としてあり得ないことである。従って、どちらが誤っているのかという問題となる。『続日本紀』(新日本古典文学大系)の補注は、月の大小の問題とした暦の研究を引用して、この月の朔は壬寅であつたらしいと記している。それでは『続日本紀』が冒頭に記した「春正月辛丑の朔」は誤りだったのであるか。記録上に少し問題があるということになっているのであるが、果たしてそのような問題だろうか。このあと直ぐに説くように、ここは、理由があつて二つの暦を用いているのではないか。

1月1日を、聖武は、移動日に当てて、朝早くの出発は近江国の紫香樂宮、そして午後には山城国の恭仁京に着くというところで、二つの宮都を掛け持したのである。なんとも奇怪な振り舞いである。この二つの宮都を、天皇にとって最も重要な日に掛け持ちすることと、二つの暦日を記録することとは関連しているのかもしれない。

この年は、繰り返すが、

継体崩御年(534) || 「或本」 ↓ 133年(二九×7)

↓天智即位年(667) || 「或本」 ↓ 76年(一九×4)

↓聖武即位年(724) ↓ 一九年(二九×1) ↓ 743

と、継体と天智との「或本」での関係、つまりは「百濟本記」出現前の紀年構成において聖武にとって望まれた、本来の

「威霊再生の關係」の年に当たっていた。それに、この年の2月4日には、聖武自身が即位してから滿一九年となるのであった。

そしてまた、

神武即位年(前660) ↓ 1357年(二三×59) ↓ 文

武即位年(697) ↓ 46年(二三×2) ↓ 743

と、神武と文武とを結ぶ二三の「聖数ライン」の上にある年次にも当たっていた。この神武と文武とを結ぶ二三年ごとの線上には、前に紹介したように、「一七年」ごとの「聖数ライン」と同じく、その線上には天皇空位まで複数設けてでも、他の天皇の即位を許していないというほどの絶対神聖の「聖数ライン」として組まれているものだ。

こうしてこの年ほど貴重な1月1日は他になかった。聖武には、神武と文武、そして継体と天智とが強く意識される年であった。

さて、この年の1月1日が、辛丑と壬寅と、どうして1日違いに二重にも記されているかの疑問について小考を記してみたい。

『書紀』の紀年構成に用いられた暦は、儀鳳暦と元嘉暦とである。

①儀鳳暦による干支記載は暦日を記し始めた神武東征年から仁徳紀崩御年まで。その年数は1066年(二六年×

41)

②元嘉暦による記載は雄略即位年から持統四年(即位年)まで二三五年(二三五は一九年度の月数)

③その間の履中から安康までは両暦併用、その間五七年

(一九年×3)

であることが分かっている。そして、

④持統四年からは両暦併用

⑤文武時代(『統日本紀』)に入ると儀鳳暦

である。『書紀』のこの両暦の振り分け方の意義については、儀鳳暦を用いた文武を神武と重ねるところにあったことを、わたくしは指摘している(注17)。

ここで重要なことは、先ほど二三五年間として紹介した雄略から持統までは元嘉暦であったことである。つまり「継体紀」と「天智紀」とは、その元嘉暦に拠って干支が書かれている。そして文武以降は儀鳳暦を用いていた。この年の正月朔を辛丑と壬寅との二つに記したのは何故か、儀鳳暦では壬寅、元嘉暦では辛丑だったからではないか。

この年は、聖武にとつて継体とも天智とも「威霊再生の關係」の年に当たっていた。聖武は、この年を継体、天智と關係のある近江の紫香樂宮で迎え、先祖靈のタマフリ(靈力を身に附着させる)をなしたのである。聖武は、紫香樂宮で継体と天智の時代に還っているのである。それ故にその日付を、継体と天智の時代の元嘉暦で記したのである。

近江の紫香樂宮と山城恭仁京の二つの宮都に一つの身を置いて、この年の聖武の感じ取るこの先祖靈との一体感を、現代人のわれわれはとても実感できるものではない。ここで聖武自体が靈的存在になつてしまつて、これを理解しなければ、古代は解けないだろう。

こうして、聖武は、まず正月を近江の紫香樂宮で迎え、同じ日に急いで恭仁京に向かい、恭仁京で現実の正月を迎えるという掛けもちになつたのである。

一九年という再生を意味する年数への信仰が厚かつたことを、『書紀』の紀年構成を通して、ここまで繰り返し述べてきた。そして、この年が、継体と天智と一九の倍数年での

「威霊再生の關係」にあることを述べたのであるが、聖武に強く意識された「威霊再生の關係」に関して、参考にできる1点を挙げておきたい。

それは、伊勢神宮の遷宮年に関わっている。内宮の遷宮の記録の第1回目は持統四年(690)年とされているが、その年から満一九年の709年に、元明は第2回目の遷宮を終えた。それから一九年後の728年に第3回の遷宮が行われることになっていったが、そのまさに直前に聖武の長子基皇子の薨去という不幸があった。それで死穢を忌んでであろう、予定されていた遷宮を1年遅らせて729年に行なわざるを得なかった。そして、その次の第4回遷宮は、前回の1年延びて不規則になってしまった遷宮年数を正すために、1年早く747年に行っている。遷宮本来の満一九年ごとの祭儀を守るためであった。聖武の時代のことである。一九年は神再生の、極めて重要な年数であることを聖武はよく理解していたことが分かる。

聖武は、4月、7月と紫香樂宮へと行幸を重ねて、7月からは11月まで滞在した。その間10月には大仏建立の詔を発している。そして、11月には平城宮の武器を恭仁京へ移すということをしながら、12月には紫香樂宮の造宮のために恭仁京の造作を停止させている。どうして紫香樂宮を置いたのかについては、この宮が甲賀寺を中心にした法都、仏国世界の中心、つまりは精神界の首都として計画されたとする説がある(注18)

この年、参議の補充があり、藤原氏から兵部卿従三位の豊成、従四位上の仲麻呂が参議の列に連なり、橘諸兄は左大臣になっている。

◎天平十六年(744)

1月1日、なぜか朝賀の儀式は行われなかった。閏正月、百官に、恭仁、難波のどちらを京とすべきかを問うている。その結果はやや多く恭仁京への賛意があった。続いて市の人に、市を恭仁、難波、平城のどちらを望むか調査させている。その結果は、「市の人皆恭仁京を都とせむことを願ふ」ということであった。市を移すということがどんなにも大変なことであったかを窺わせる。しかし、その月11日に聖武は難波宮へ行幸した。難波宮はすでに早くから、行幸がいつあつてもいいように完成していた。そして2月に、難波宮を都とするとの勅をし、3月に楯、槍を難波宮の内と外の門に樹てている。何のための世論調査であつたのだろうか。

聖武は、次の年に平城京に帰還するが、その前にどうしても難波に遷都する必要があつたようだ。

なぜに難波であつたろうか。ここまで聖武の往々の様に、ひとつ一つ意味を見出そうとしてきている拙論は、そこにも意味を見出さなければならぬだろう。しかし難波京の位置づけは複雑で難しい。難波は聖武時代もそうであつたが、朝廷外交の玄関口であつたし、そこを信仰面から見ると、応神天皇、仁徳の両天皇の都として伝承されてきた聖都であり、天智も都をそこに移したし、天武もそこを都せんとした。他にも欽明天皇、孝徳天皇との關係ある場所である。聖武にとつて、難波はやはり引きつけられる呪力を感じるタマフリの宮所ではなかつたのだろうか。

聖数關係を見ると、この年は次のような關係を持っている。  
神武即位年(前660) ↓ 1404年(二六×54) ↓ 744年

但し、右の關係が聖武の行動にどのように意識されたかは分からない。

大和への再生

◎天平十七年(745)

十七年春正月己未の朔、朝を廢む。<sup>たちま</sup>平城に遷り、山を伐り地を開きて、以て宮室を造る。垣<sup>みかき</sup>未だ成らず、繞すに帷帳を以てす。兵部卿從四位上大伴宿禰牛養、衛門督從四位下佐伯宿禰常人を以て大きな楯・槍を樹てしむ。(石上・榎井の二氏は倉卒<sup>にはか</sup>にして追し集ふるに及ばず。故、二人をしてこれを為さしむ)。

「たちまちに新京に遷り」とある。5年前に平城京を出て、恭仁京、難波宮、そして今度は新京紫香樂宮である。そして、石上、榎井という氏ではなく大伴、佐伯をして楯・槍を樹てている。新京への遷都を明らかにするためのものである。この新京宣言も相当の慌てかたを伝える。

聖武の行動の根底には「威靈再生の關係」があることを累々と書いてきた。この視点に疑いはないであろう。この年にも聖武にその行動を教える聖數關係があるはずである。ただ、この年の9月、聖武は、平城京へ戻っていくので、それとの「威靈再生の關係」もある。従って、この年の「威靈再生の關係」のうち、どれが紫香樂宮への遷都と關係するのかわ判断しなければならぬ。しかし、平城京への遷都との「威靈再生の關係」と判断できるものは認め得ても、この遷都との關係を特別に見出すのは難しい。ただ継体の2度の遷都を思わせるところはあるし。近江の紫香樂宮遷都と天智との關係がありそうだとはいえる。

さて、この新年の迎え方も慌ただしいものであったのだが、それに天地も応じた。4月に入ると。紫香樂宮の周辺に山火事が頻発し、さらに地震も加わった。官舎など大被害を被り、天皇は大丘野に避難するという状況であった。5月、天皇は

恭仁京に移るがそこでも地震は止まず、不安が募っていくばかりだった。

5月4日、官人たちに都とすべき所を問うた。官人皆が平城と答えた。次に平城に住まいする僧侶たちにも問うた。そして答えは同じ平城であった。そして3日後の記録には、平城京を掃除とある。続いて11日には、「平城へ行幸」とある。旧き平城へ還ったという意識ではないようだ。

聖武の行動も慌ただしい。5月に恭仁京へ、そして平城へ戻り、さらに8月には難波宮に行幸。そして9月11日に平城宮へ戻った。

四つの宮所を巡幸し、こうして5年間の流離に終止符を打った。このようなまさに彷徨とも言えそうな行動を、わたくしは流離と言い換えて、聖武の行動には意味があったのだと主張してきている。

この慌ただしかったこの年も、やはり、聖武にとつては重要な年として意識されていた。この年の最終目的地は疑いなく平城京への遷都いや、再生であった。この年は、次のような「威靈再生の關係」線上にあった。

まず一九年關係。

神武崩御年(前585) ↓ 応神即位年(270) ↓ 雄略

崩御年(497) ↓ 文武崩御年(元明即位年) ↓ (745)

二六年關係。

天智即位年(667年 || 或本) ↓ 78年(二六×3) ↓ 7

45年

一七年關係

綏靖即位年(前581) ↓ 雄略即位年(456) ↓ 継体

即位年(507) ↓ 238年(一七×14) ↓ (745)

745年、この年が、神武に加えて、継体と天智、そして父文武との関係を持つことが喜ばれたであろう。平城京は、かつての京都ではあったが、そこは聖武にとって再生の地として意識されたであろう。大和は祖神たちの決めた宮都である。

平城京を出て5年、何か月間の流離であったろうか。740年10月の出発で745年5月までの流離、何と五七か月である。その月数は太陽神再生の聖数を外していない。

継体が五七歳の時に即位、そして七六歳の時に大和入りを果たしたのであるが、聖武も五七という太陽の再生に必要な聖数の月数をとって、大和入りをなし、再生したのである。

しかしこの5年間の厳しい流離期間に聖武は健康を害していった。聖武は、むしろ自ら艱難を求めていったのではなからうか。あの恭仁京や紫香楽宮の「垣墻未だ成らず、繞すに帷帳を以てす」の何か荒涼たる表現は、聖武自らが選んだ流離に相応しいもののように思われる。

この最終年、9月、聖武は、

「朕、頃者枕席安からず」という不予の状態であった。そして薬師仏七軀、高さ六尺三寸を造り、経七卷を写させている。それに「三千八百人を度して出家せしむ」ともある。3800という数も、再生に関わる聖数一九の2000倍の数である。もとより聖武の威霊再生に関して選ばれた人数であった。

### おわりに

聖武天皇の行動の原点に、暦数及び三才関係の聖数によって組み立てられた「威霊再生の関係」があった。『書紀』は

まさに曼陀羅状の「威霊再生の関係」を見せているが、その関係を創り出したのは、皇太子であった聖武の周辺であった。それは聖武に天皇としてあるべき行動を教示する經典であった。

聖武は、神武、崇神、垂仁、応神、継体、そして天智、天武と再生関係にあった。聖武は、このように燦々と身に受けた栄光に押しつぶされそうな気分になったことがあるかもしれない。「もつとしつかりと先行天皇たちの稜威を受け継ぎたい」というのが聖武の毎日であったろう。

小論で特に注意したのは聖武の、継体、天智との関係である。継体が天皇家の実質の始祖ではないかという見解は歴史学の大勢の見方らしいのであるが、『書紀』はわざわざ「継体紀」に「或本」を置いて、継体と聖武とを特に強く結びつけている。聖武にとって、継体の存在が大きかったことは疑いのないところである。また、「天智紀」もまた天智の即位年を「或本」として伝えている。その「或本」がなぜ生じたのかにも触れて、聖武と天智との関係に触れた。

聖武の流離は、藤原広嗣の「反」に始まったのであるが、好機到来、聖武は、古代の天皇たちと同じ神の彷徨の機会を与えられたのである。特に筑紫九州において、継体に対しての岩井の反乱に類似した状況が起きるのが歴史の理想であった。継体の「威霊再生の関係」を継ぐ聖武にとって、広嗣の乱は岩井の乱の再生であった。広嗣は、「威霊再生の関係」の犠牲者であった、との見方をわたくしはしたい。

小論では、聖武の伊勢から不破までの流離については、既に指摘された見解に同意している。ただ、光の国での再生にしても、「威霊再生の関係」との関係を通して、その再生という語の持った意義とその信仰の姿とを述べた。

ここでは、不破以後の近江国、山城国への聖武の流離の意味を主に問うた。聖武の流離には継体の、天智の威霊の再生者としての信仰の姿だったのである。

わたくしは、このように聖武の「威霊再生の関係」を書き出して、その煩雑さに辟易しているのだ。それにしても聖武の場合の「威霊再生の関係」への態度は、それまでの元明や元正とは全く違うものであった。元明、元正は、自分の誕生年また即位年から遡って、紀年を構成して、神武や応神、雄略や清寧と「威霊再生の関係」を創ればよかった。それ故に、暦元（紀元）を明らかにした元明、暦元を正したとして元正という諡号を贈られたのである。複雑を極めたのは算師たちの机上での計算であった。しかし、聖武の場合は、その複雑を極め、「威霊再生の関係」を創り出すために認められた多くの聖数の下で、自分の行動を規制されてしまったのである。『書紀』の創り出した「威霊再生の関係」がいかに呪力を持って聖武の行動を規制したことか。聖武にとつて、聖数は、信仰の対象であったが、それによる「威霊再生の関係」という呪力の犠牲者でもあったと言えよう。

### 注

- (1) 坂本太郎「藤原広嗣の乱とその史料」『六国史』著作集第三卷（吉川弘文館）
- (2) 足利健亮「恭仁京とその周辺における3つの問題」『考証・日本古代の空間』（大明堂、平成七年）
- (3) 中西進『聖武天皇』（PHP新書1998年）。瀧浪貞子『帝王聖武』（講談社、2000年）
- (4) 折口信夫「貴種誕生と産湯の信仰と」『折口信夫全集』第

一卷 138 p

- (5) 折口信夫「若水の話」『折口信夫全集』第二巻 126 p
  - (6) 江口洌『古代天皇の聖数ライン』（河出書房新社2007年）聖武の即位年は、『書紀』完成時代の天皇たち（天武以降）が神武から直接その稜威を受けるべく特別に創られた「聖数ライン」に基づいて決定されたのであった。
  - (7) 『書紀』の紀年構成の一つの基本線は神武と文武とを同一神格として扱い、文武の697年立太子年に合わせて神武立太子が紀元前697年に置かれている。それはちょうど紀元0年の時点を折って神武と文武とを重ねている。
  - (8) この線上を延長した758年には淳仁天皇が孝謙天皇より讓位されている。（別稿）
  - (9) 聖武の724年の即位年への疑問がある。聖武の即位は養老六年に予定されていたのではないかという意見がある。しかしそれが行なわれなかったのは、養老五年に元明太上天皇の崩御があったからだろうと推測されている（伊藤博「上、331 p」）。養老六年は722年である。岸俊男は、元明崩御直後に皇位継承を巡る紛乱が付随していた可能性を示唆している。
- その年を聖数関係で求めてみても、どうしても神武の重要年（誕生、立太子、即位、崩御）と結びつかない。祖神の威霊と再生年数で結びつかない年に聖武が即位することは、紀年構成に見せている当時の天皇家の聖数信仰のあり方から絶対にはありえない。
- また622年は、天武以降のどの天皇とも一七、一九、二三、二六という聖数で関係を求めても結びつかない。そんな年に即位を設定するはずは全くない。以上の神聖数の関係を通して、聖武の即位年は720年の『書紀』

完成の時点で、724年と決定していたと断定してよい。

- (10) 注3 中西進
  - (11) 注3 瀧浪貞子
  - (12) 注3 瀧浪貞子
  - (13) 森博達『日本書紀の謎を解く』(中公新書 1999年)
  - (14) 江口洌「王権の思想と日本の紀元」『日本書紀』紀年の研究』41p(おおふう 2005)
  - (15) 注14「1月1日即位の天皇」第3章、110p
  - (16) 小金丸研一「万葉集の構造原理」(千葉商大紀要23巻2号 1986年)。江口洌「天皇の神秘数字」『古代文化と聖数』(おおふう 2008)
  - (17) 注6 第5章
  - (18) 藤岡謙二郎「紫香楽宮について」『山間支谷の人文地理』。坂本太郎『日本全史』2、古代I
- (小論は、杉浦准教授との共同研究である。杉浦、江口は共に故柳井巳酉朔先生の門弟である。柳井先生の師は折口信夫である。この二つの論は、折口の用いた学術用語「貴種流離譚」に因んだものということになる。
- 尚、大学から「学術研究助成金」を頂いたことにお礼を申し上げます。